

平成十六年法律第二百二十二号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

目次

第一章 総則	第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制（第二十四条 第三十三条）
第二節 国民の保護のための措置の実施（第十一条 第二十三条）	第四節 国民の保護に関する基本指針等（第三十二条 第三十六条）
第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会（第三十七条 第四十四条）	第六節 組織の整備、訓練等（第四十一条）
第七章 被災情報の収集等（第一百二十六条）	第二章 住民の避難に関する措置
第八章 財政上の措置等（第七十一条）	第一節 警報の発令等（第四十四条 第五十一条）
第九章 防災・減災の推進（第六十一条）	第二節 避難の指示等（第五十二条 第六十五条）
第十章 罰則（第一百八十八条 第一百九十四条）	第三節 避難住民の誘導（第六十一条 第七十五条）
第十一章 第二章から第八章までの各項の規定の適用（第一百五十九条 第一百六十二条）	第四節 避難住民等の救援に関する措置
第十二章 第二章から第八章までの各項の規定の適用（第一百五十九条 第一百六十二条）	第五節 救援（第七十四条 第九十三条）
第十三章 安否情報の収集等（第九十四条 第九十六条）	第六節 武力攻撃災害への対処に関する措置
第十四章 武力攻撃災害への対処に関する措置（第一百一十二条 第一百一十五条）	第七章 被災情報の収集等（第一百二十六条）
第十五章 国民生活の安定に関する措置等（第一百二十八条）	第八章 財政上の措置等（第七十一条）
第十六章 生活基盤等の確保に関する措置（第一百三十四条 第一百三十八条）	第九章 防災・減災の推進（第六十一条）
第十七章 応急の復旧（第一百三十九条 第一百四十二条）	第十章 罰則（第一百八十八条 第一百九十四条）
第十八章 復旧、備蓄その他の措置（第一百四十三条 第一百五十八条）	第十一章 第二章から第八章までの各項の規定の適用（第一百五十九条 第一百六十二条）
第十九章 財政上の措置等（第七十一条）	第十二章 第二章から第八章までの各項の規定の適用（第一百五十九条 第一百六十二条）

第八章 緊急対処事態に対処するための措置（第一百七十二条 第一百八十三条）

附則

第一章 総則
第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようすることの重要性に鑑み、これらの事項に關し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいふ。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十八号）第二条第一項の地方独立行政法人をいふ。）で、あらかじめ当該法人の意見を聽いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止

されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃が国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廢止された後これが者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他的人的又は物的災害をいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

地方公共団体は、國があらかじめ定める国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的

に推進する責務を有する。

（日本赤十字社の自主性の尊重）

第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。

（日本赤十字社の自主性の尊重）

（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第一項の地方独立行政法人が実施する措置の実施する国民の保護のための措置について、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。

（国民の協力等）

</

る国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

(国民に対する情報の提供)

国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。

2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

(留意事項)

第九条 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、高齢者、障害者その他特に配慮をする者の保護について留意しなければならない。

2 国民の保護のための措置を実施するに当たつては、高齢者、障害者その他特に配慮をする者の保護について留意しなければならない。国际的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。

(第二節 国民の保護のための措置の実施)

(国の実施する国民の保護のための措置)

第十一条 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等の措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等の措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

法律その他法令の規定に基づき、第三十三条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

都道府県知事は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

一 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(事務の委託の手続の特例)

2 前項の応援に従事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

都道府県は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な措置を実施するにあつては、当該都道府県の区域に係る市町村の国民の保護のための措定にかかるわざ、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該他の都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(都道府県知事による代行)

都道府県知事は、武力攻撃災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の長が実施すべき當該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の全部又は一部を当該市町村の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措定に基づき、前項の都道府県の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県知事等の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

(市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措定を実施しなければならない。

二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措定を実施しなければならない。

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措定を実施しなければならない。

五 武力攻撃災害の復旧に関する措定を実施しなければならない。

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措定を実施しなければならない。

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措定を実施しなければならない。

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措定を実施しなければならない。

五 武力攻撃災害の復旧に関する措定を実施しなければならない。

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措定を実施しなければならない。

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措定を実施しなければならない。

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措定を実施しなければならない。

五 武力攻撃災害の復旧に関する措定を実施しなければならない。

二 救援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措定を実施しなければならない。

三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措定を実施しなければならない。

四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措定を実施しなければならない。

五 武力攻撃災害の復旧に関する措定を実施しなければならない。

め必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

都道府県は、前項の規定による求めをした他の都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

都道府県は、正當な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

都道府県は、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県の実施する国民の保護のための措置)

都道府県は、この法律その他の法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措定を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措定)

都道府県は、正當な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措定)

都道府県は、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県の実施する国民の保護のための措定)

都道府県は、この法律その他の法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措定を実施しなければならない。

(都道府県の実施する国民の保護のための措定)

都道府県は、正當な理由がない限り、応援を拒んではならない。

があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に對し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第二十一条 前項の応援に從事する者は、国民の保護のための措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
(都道府県知事等に対する応援の要求)

第十八条 市町村長等は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

第二十二条 第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

第二十三条 (事務の委託の手続の特例)
市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方行政機関の長並びに市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

第十九条 市町村は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他

の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等(地方公共団体の長その他の執行機関をいう。以下同じ。)にこれを管理し、及び執行させることができる。
(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)

第二十条 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十五条第一項の規定による要請を行なうよう求めることができる。

第二十一条 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。
(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十二条 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡することができる。この場合において、防衛大臣は、速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。
(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)

第二十三条 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定方針が定められたときは、この法律

は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定方針が定められたときは、この法律

は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他の法令の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画又は同条第二項の規定による指定方針が定められたときは、この法律

定めるところにより、その業務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第二十四条 指定公共機関及び指定地方公共機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地

方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができ

る。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第二十五条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長等は、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関の所掌事務又は当該地方公共団体の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があ

る。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を受ける事務に限る。の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

第二十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十九条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十一条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十二条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十三条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十五条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属する事務

に准用する。

（指定の要請）

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を受ける事務に限る。の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

第二十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十九条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十一条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十二条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十三条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十五条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第四十条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第四十一条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

四 第二項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

（指定の要請）

第二十六条 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、当該都道府県について前条第一項の指定を受ける事務に限る。の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

第二十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第二十九条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十一条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十二条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十三条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十四条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十五条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十八条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第四十条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

第四十一条 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態等現地対策本部を置いたときは、これを国に報告しなければならない。

三

4

- 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

市町村対策本部に副本部長を置き、前項の副本部員のうちから、市町村長が指名する。

五 都道府県対策本部長又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

六 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、國の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。

七 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、國民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるとときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。

八 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の國民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の國民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、國民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行ふ組織として、現地対策本部を置くことができる。
(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施するする當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。

前項の場合において、關係市町村長等又は關係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する當該都道府県の区域に係る國民の保護のための措置に関する総合調整に關し、當該都道府県対策本部長が行う総合調整に關し、當該都

³ 道府県対策本部長に対し意見を申し出ることができる。
都道府県対策本部長は、国民の保護のための

- 道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 都道府県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に關し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるとときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行わなければならない。

6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるとときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるとときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行ふため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に關し必要な情報の提供を求めることができる。

9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行ふため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県

又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第四節 国民の保護に関する基本指針等

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に關し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たつて考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

- 五 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

六 第二号に掲げる国民の保護に関する業務計画を作成する際及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

七 内閣の保護のための措置の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に關し必要な事項

九 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

十 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

十一 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

十二 前項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(指定行政機関の国民の保護に関する計画)

第十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

第十四条 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に關し必要な事項

五 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に當たつては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聽かなければならぬ。

六 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びに他の他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(都道府県の国民の保護に関する計画)

第三項 都道府県知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次とのおりとする。

一 当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

二 都道府県が実施する第十二条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 次条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画及び第三十六条第二項の規定による指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

六 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の都道府県の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の都道府県と関係ある計画を作成する場合において、他の都道府県と関係ある計画を作成する場合は、速やかに、これを都道府県長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 知事の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(都道府県の国民の保護に関する計画)

第三項 都道府県知事がその国

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

7 前条第六項の規定は、都道府県知事がその国

8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(市町村の国民の保護に関する計画)

第二十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次とのおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置を実施するための地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係ある計画を作成する場合は、速やかに、これを都道府県長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 知事の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、あらかじめ、都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、公表しなければならない。

7 第三十三条第六項の規定は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれその国民の保護に関する業務計画を作成する場合について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、第一項及び第二項の国民の保護に関する業務計画の変更について準用する。

7 第三十三条规定は、市町村長がその長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

(都道府県協議会の設置及び所掌事務)

第三十六条 指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 前二項の国民の保護に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

2 指定地方公共機関は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、その業務に関し、国民の保護に関する業務計画を作成しなければならない。

3 指定地方公共機関は、都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

2 都道府県協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(都道府県協議会の組織)

第三十七条 都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する業務計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方針に関する事項

2 前号の重要な事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

3 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、都道府県協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

3 会長は、都道府県協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員がその所掌事務を実施する場合について準用する。

3 会長は、都道府県協議会をもつて充てる。

4 第三十九条 都道府県協議会は、会長及び委員がその所掌事務を実施する場合について準用する。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画を作成し、必要な助言をすることができる。

6 指定公共機関又は指定地方公共機関にあっては、当該指定公共機関及び指定地方公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関があつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関にあっては、当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関があつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。

二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者
三 当該都道府県の副知事
四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長
五 当該都道府県の職員（前二号に掲げる者を除く）
六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長
七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
八 国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者
九 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
十 都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
十一 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方都道府県協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
十二 機関の職員
十三 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の長等は、それぞれその同意を得た者に限る。
十四 会長は、会務を総理する。
十五 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
十六 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
十七 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
十八 三 当該市町村の属する都道府県の職員
十九 四 当該市町村の副市町村長
二十 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
二十一 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く）
二十二 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
二十三 八 国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者
二十四 九 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
二十五 〔市町村協議会の設置及び所掌事務〕
二十六 第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する施設を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。
二十七 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
二十八 一 市町村長の諮詢に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要な事項を審議すること。
二十九 二 前号の重要な事項に関し、市町村長に意見を述べること。
三十 三 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会

会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。（市町村協議会の組織）

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

会長は、市町村長をもつて充てる。

三 二 会長は、会務を総理する。

四 三 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

五 四 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

六 五 大臣の同意を得た者に限る。

七 六 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

八 七 三 当該市町村の属する都道府県の職員

九 八 四 当該市町村の副市町村長

十 九 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

十一 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く）

十二 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

十三 八 国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者

十四 九 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関の長等」という。）は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織を整備するとともに、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。（対策本部長等による警報の通知）

第四十二条 指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ他の指定行政機関の長等と共に、国民の保護のための措置についての訓練を行なうよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

第四十三条 政府は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第四十四条 対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

二 前項の警報に定める事項は、次のとおりとする。

三 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私

の団体に対し周知させるべき事項

（指定行政機関の長その他の者による警報の伝達）

第四十五条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

第四十六条 対策本部長は、前条第一項の規定により警報を発令したときは、直ちに、その内容を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十七条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

（市町村長による警報の伝達等）

第四十八条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知しなければならない。

（前項の場合において、市町村長は、サイン、防災行政無線その他の手段を活用して、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び

関係のある公私団体に伝達するよう努めなければならぬ。）

（指定行政機関の長その他の者による警報の伝達）

第四十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第六十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第七十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第八十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第九十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百八条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十二条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十四条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十五条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十六条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条

規則により警報の伝達）

第一百十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、第四十五条</

又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、速やかに、その内容を学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設を管理する者に伝達するよう努めなければならない。

第四十九条 前条に規定するもののほか、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官は、第四十五条第一項の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、外務大臣にあっては外国に滞在する邦人に、国土交通大臣にあっては航空機内に在る者に、海上保安庁長官にあっては船舶内に在る者に伝達する（警報の放送）

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

（警報の解除）

第五十一条 対策本部長は、警報の必要がなくないと認めるときは、当該警報を解除するものとする。

2 第四十五条から前条までの規定は、対策本部長が前項の規定により警報を解除する場合について準用する。

第二節 避難の指示等

（避難措置の指示）

第五十二条 対策本部長は、第四十四条第一項の規定により警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。以下同じ。）が必要であると認めるときは、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由して、関係都道府県知事（次項第一号又は第二号の地域を管轄する都道府県知事をいう。以下この節において同じ。）に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講すべきことを指示するものとする。

2 対策本部長は、前項の規定による指示（以下「避難措置の指示」という。）をするときは、次に掲げる事項を示さなければならない。（以下「避難先地域」といふ。）
一 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」といふ。）
二 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」といふ。）

三 住民の避難に関する関係機関が講ずべき措置の概要

3 対策本部長は、前項の規定による指示（以下「避難の指示」という。）をするときは、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。以下同じ。）の運送に関し特に配慮しなければならない。

4 対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに、その内容を指定行政機関の長に通知しなければならない。

5 指定行政機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知しなければならない。

6 前項に規定するもののほか、総務大臣は、第四項の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を関係都道府県知事以外の都道府県知事に通知しなければならない。

7 第四十六条の規定は、都道府県知事が避難措置の指示又は前項の規定による通知を受けた場合について準用する。第四十九条の規定は、外務大臣、国土交通大臣及び海上保安庁長官が第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

8 第四十九条の規定は、都道府県の区域内の市町村の長について準用する。

（避難措置の指示の解除）

5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町村長（当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。）に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、

その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設（百四十八条第一項の避難施設をいう。第二百五十三条を除き、以下同じ。）の管理者に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、

速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（避難の指示）

第五十四条 避難措置の指示を受けたときは、要避難地帯を管轄する市町村長を経由して、当該の保護に関する計画で定めるところにより、要避難地帯の住民に対し、直ちに、避難すべきことを指示しなければならない。この場合において

て、当該都道府県知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により避難の指示を行つて准用する。この場合において、同下「避難の指示」という。）を受けるときは、第五十二条第二項各号に掲げる事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならぬ。

3 都道府県知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域に当該都道府県の区域内の指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域が含まれるとときは、あらかじめ、当該指定都市の長

（避難の指示）

の意見を聴くものとする。

4 第四十七条第二項及び第三項の規定は、市町村長が避難の指示を住民に伝達する場合について準用する。

5 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を避難先地域を管轄する市町

村長（当該都道府県の区域内の市町村の長に限る。）に通知しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

7 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、

その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を当該都道府県の区域内の市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）、当該都道府県の他の執行機関、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びに当該都道府県の区域内の避難先地域の避難施設（百四十八条第一項の避難施設をいう。第二百五十三条を除き、以下同じ。）の管理者に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、避難の指示をしたときは、

速やかに、その内容を対策本部長に報告しなければならない。

（避難措置の指示の解除）

第五十五条 都道府県知事は、第五十三条第一項の規定により要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示が解除されたときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除する場合について準用する。

2 前項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、避難住民を受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

3 前項第七項（第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合について準用する。

（都道府県の区域を越える住民の避難）

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示を行つて准用する。この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」

（避難の指示等の放送）

と読み替えるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行つて准用する。この場合において、国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に對し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

3 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

4 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

5 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

6 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

7 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

8 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

（都道府県の区域を越える住民の避難）

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十四条第七項（第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合について準用する。

2 都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

4 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

6 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

7 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

8 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

（都道府県の区域を越える住民の避難）

第五十八条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、避難住民を受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

4 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

6 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

7 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

8 前二項の規定は、都道府県の区域を越えて住民に避難させることの必要があるときは、関係都道府県知事は、避難住民の受け入れについて、あらかじめ協議しなければならない。

について正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れるものとする。

3 第一項の場合において、避難先地域を管轄する都道府県知事は、当該都道府県の区域内において避難住民を受け入れるべき地域（以下この項及び次項において「受入地域」という。）を決定し、直ちに、その旨を当該受入地域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

4 第五十四条第三項の規定は、受入地域に指定された都道府県の区域内の指定都市に限る。（当該都道府県の区域内において、その区域が含まれる場合について準用する。）

5 避難先地域を管轄する都道府県知事は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を要避難地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

6 第五十四条第六項の規定は、市町村長が第三項の規定による通知を受けた場合について準用する。

7 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が第三項の規定による決定をした場合について準用する。（この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。）

8 第一項の場合において、要避難地域を管轄する都道府県知事は、第五十五条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除したときは、速やかに、その旨を避難先地域を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

9 第五十四条第七項の規定は、都道府県知事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。（この場合において、同条第七項中「市町村の長（第一項及び第五項の市町村長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と読み替えるものとする。）

（関係都道府県知事の連絡及び協力等）

第五十九条 避難措置の指示を受けた場合において、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせることの必要があるときは、関係都道府県知事は、住民の避難に関する措置に関し、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 前項の場合において、総務大臣は、都道府県の区域を越える住民の避難を円滑に行うため必要な措置があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な勧告をすることができる。（都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置に係る内閣総理大臣の是正措置）

第六十条 内閣総理大臣は、都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置に関し対策を立てる。（政令で定める管区海上保安部の事務所の長を除く。）

本部長が行つた事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置が避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を定めし、当該都道府県知事に対する本部長の求めに応じ、当該都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置を講ずべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置が当該避難先地域を管轄する都道府県知事により講じられないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るために特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら又は総務大臣を指揮し、当該所要の都道府県の区域を越える避難住民の受け入れのための措置を講じ、又は講じさせることができることを認める。

（第三節 避難住民の誘導）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があつたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に關し必要な事項

市町村長は、避難実施要領を定めたときは、専らに閑する事項

（消防署長による避難住民の誘導等）

第六十二条 市町村長は、その他の関係機関に通知するところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。

2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十九条の三第二項（同法第二百九十二条の十三）に規定する者）の規定により管轄する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。

3 前二項の場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄下に行動するものとする。

4 第二項の場合において、当該消防組合を組織する市町村の長は、当該市町村の避難住民の誘導に関する事務の全部又は長に対し、当該消防組合の消防組合の管理者又は長に対し、当該消防組合の消防長又は消防団長に対し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。

5 前二項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を處理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十九条の三第二項（同法第二百九十二条の十三）において準用する場合を含む。）」の規定により管理する者は、当該市町村の長（以下同じ。）とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは、「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは、「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは、「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは、「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署署長、海上保安官又は自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等」といいう。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」といいう。）による避難住民の誘導を行ふよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により避難住民を誘導する市町村長から求めがあつたとき、又は当該市町村長の求めを待ついたゞまないと認めるとときは、警視監若しくは道府県警察本部長、管区海上保安本部長又は前項の自衛隊の部隊等の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による要請について、必要な調整を行うことができる。（市町村長との協議等）

第六十四条 第六十二条第一項の場合において、警察官等が避難住民を誘導しようとするときは、警察署署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（次項及び第三項において「警察署署長等」という。）は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿つて避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導しているときは、警察署署長等に対し、避難住民の誘導の実施の状況に關し必要な情報の提供を求めることができる。

3 市町村長は、警察官等が当該市町村の避難住民を誘導している場合において、避難住民の生

命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。
(病院等の施設の管理者の責務)

第六十五条 病院、老人福祉施設、保育所その他の施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは、当該避難が円滑に行われたために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。(避難住民を誘導する者による警告、指示等)

第六十六条 避難住民を誘導する警察官等又は第六十二条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雜等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるとときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

前項の場合において、警察官又は海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への入りを禁止し、若しくはその場所から退出させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずることができる。

前項の規定は、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、避難住民を誘導している消防防衛官の職務の執行について準用する。

(都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)

第六十七条 都道府県知事は、避難住民の誘導を円滑に実施するため、市町村長に対し、的確かつ迅速に必要な支援を行うよう努めなければならない。

都道府県知事は、第六十二条第一項の規定に基づく所要の避難住民の誘導が関係市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、当該所要の避難住民の誘導を行うべきことを指示することができる。

都道府県知事は、前項の規定による指示を行つてもなお所要の避難住民の誘導が当該関係市町村長により行われないときは、当該市町村長

に通知した上で、その職員を指揮し、避難住民を誘導させることができる。

請があつたときは、その職員を指揮し、避難住民の誘導を補助させることができる。

前条第一項の規定は、前二項の規定による避難住民を誘導し、又は避難住民の誘導を補助する都道府県の職員について準用する。

(避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置)

第六十八条 内閣総理大臣は、避難住民の誘導に関する措置に係り対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の誘導に関する措置が関係都道府県知事により講じられない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要な措置に係り認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

(避難住民の復帰のための措置)

第六十九条 市町村長は、第五十五条第一項又は第二項の規定により要避難地域又は要避難地域に近接する地域の全部又は一部について避難の指示が解除されたときは、当該地域の避難住民を当該地域へ復帰させるため、当該地域までの誘導その他必要な措置を講じなければならない。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十一条 内閣総理大臣は、避難住民の運送に係り対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難住民の運送が関係指定公共機関により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該指定公共機関に対し、当該所要の避難住民の運送を行うべきことを指示することができる。

(救援の実施)

第七十二条 都道府県知事は、前条の規定による避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置

2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の誘導への協力)

第七十三条 都道府県知事は、前条の規定による避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置

2 第六十二条及び第六十七条(第五項を除く。)の規定は、前項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「その避難実施要領」とあるのは「別に定める避難住民の復帰に関する要領」と、同条第二項中「避難実施要領」とあるのは「長が別に定める避難住民の復帰に関する要領」と読み替えるものとする。

(避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)

第七十四条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものと

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものと

(救援の指示)

第七十五条 都道府県知事は、前条の規定による

指示(以下この項において「救援の指示」とい

う。)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他の場合において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待つことまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを执行することができる。

一 収容施設(応急仮設住宅を含む。第八十二

条において同じ。)の供与

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

2 前項の場合において、警察官等、同項の避難難民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、その要請を受けて避難住民の誘導に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

前二項の規定による指示を行つてはならない。

内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民の運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、その安全の確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならぬ。

前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の運送の求め

3 前二項の規定は、前条第一項の規定による避難住民の復帰のための措置について準用する。

(避難住民の運送の求め)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関(都道府県知事にあつては、当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。)に対し、

避難住民の運送を求めることができる。

前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正當な理由がない限り、その求めに応じなければならぬ。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十七条 都道府県知事又は市町村長は、指定

公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(避難住民等の救援に関する措置)

第七十八条 避難住民等の救援に関する措置

2 第三章 避難住民等の救援に関する措置

第一節 救援

2 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援

に関する措置を講ずべきことを指示するものと

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものと

(救援の指示)

第七十九条 対策本部長は、第五十二条第一項の規定により避難措置の指示をしたときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、所要の救援

に関する措置を講ずべきことを指示するものと

2 対策本部長は、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、当該被災者の救援が必要であると認めるときは、当該被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示するものと

(救援の指示)

第八十条 都道府県知事は、前条の規定による

指示(以下この項において「救援の指示」とい

う。)を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該都道府県の区域内に在る避難住民等(避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。)で救援を必要としているものに対し、避難施設その他

場合において、次に掲げる救援(以下単に「救援」という。)のうち必要と認めるものを行わなければならない。ただし、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待つことまがないと認められるときは、当該救援の指示を待たないで、これを执行することができる。

一 収容施設(応急仮設住宅を含む。第八十二

条において同じ。)の供与

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	四 医療の提供及び助産
五 被災者の捜索及び救出	六 埋葬及び火葬
七 電話その他の通信設備の提供	八 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの
九 都道府県知事が必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、金銭を支給してこれを行うことができる。	十 救援の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令で定める。
(市町村長による救援の実施等)	

第七十六条 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救援の実施に

関する事務の一部を市町村長が行うこととする

ことができる。この場合において、都道府県知

事は、当該事務の実施に關し必要があると認め

るときは、市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示することができ

る。

二 前項の規定により市町村長が行う事務を除く

ほか、市町村長は、都道府県知事が行う救援を

補助するものとする。

(日本赤十字社による措置)

第七十七条 日本赤十字社は、その国民の保護に

関する業務計画で定めるところにより、都道府

県知事が行う救援に協力しなければならない。

二 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の

下に、救援に関し地方公共団体以外の団体又は

個人がする協力(第八十条第一項の協力を除く)についての連絡調整を行わせることがで

きる。

(通信設備の設置に関する協力)

第七十八条 電気通信事業者(電気通信事業法

(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号

の電気通信事業者をいう。第一百三十五条第二項

及び第一百五十六条において同じ。)である指定

公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれそ

の国民の保護に関する業務計画で定めるところ

により、避難施設における避難住民等のための

電話その他の通信設備の臨時の設置について、

都道府県知事は、救援を行なうため必要があ

るときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配

給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取

り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

(通信設備の設置に関する協力)

第七十九条 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長若しくは都道府県知事若しくは市町村

長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機

の長にあつては運送事業者である指定公共機

機関又は指定地方公共機関又は指定地方公

共機関に対し、避難住民等の救援に必要な物資

及び資材その他国民の保護のための措置の実施

に当たつて必要な物資及び資材(次項及び第百

五十五条第一項において「緊急物資」という)の

運送を求めることができる。

二 第七十二条第二項、第七十二条及び第七十三

条の規定は、緊急物資の運送について準用す

る。(救援への協力)

第八十条 都道府県知事又は都道府県の職員は、

救援を行うため必要があると認めるときは、当

該救援を必要とする避難住民等及びその近隣の

者に対し、当該救援に必要な援助について協力

を要請することができる。

二 前項の場合において、都道府県知事及び都道

府県の職員は、その要請を受けて救援に必要な

援助について協力をする者の安全の確保に十分

に配慮しなければならない。

(物資の先渡しの要請等)

第八十二条 都道府県知事は、救援を行うため必

要があると認めるときは、救援の実施に必要な

物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める

物資に限る。次条第一項及び第八十四条第一項

において単に「物資」という。)であつて生産、

集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者

が取り扱うもの(以下「特定物資」という。)

について、その所有者に対し、当該特定物資の

売渡しを要請することができる。

二 前項の場合において、特定物資の所有者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、救援を行な

うため特に必要があると認めるとき、当該特

定物資を収用することができる。

二 都道府県知事は、救援を行うに当たり、特定

物資を確保するため緊急の必要があると認める

ときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配

給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取

り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

(通信設備の設置に関する協力)

第八十三条 第八十二条第二項、第三項及び第四

項(同条第一項に係る部分を除く。)並びに前

条の規定による処分については、都道府県知事

並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機

の長は、政令で定めるところにより、それぞれ

公用令書を交付して行わなければならない。た

だし、土地の使用に際して公用令書を交付すべ

き相手方の所在が不明である場合その他の政令

で定める場合においては、政令で定めるところ

により事後に交付すれば足りる。

二 災害対策基本法第八十二条第二項及び第三項

の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第八十四条 都道府県知事又は指定行政機関の長

若しくは指定地方行政機関の長は、第八十二条

第二項若しくは第四項の規定により特定物資を

収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の

規定により特定物資の保管を命じ、又は第八十

二条の規定により土地等を使用するため必要が

あるときは、その職員に当該土地若しくは當

該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち

入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物

資の状況を検査させることができる。

二 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは

指定地方行政機関の長は、第八十二条第三項又

は第四項の規定により特定物資を保管させたと

きは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を

求め、又はその職員に当該特定物資を保管させ

てある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の

状況を検査させることができる。

三 前二項の規定により都道府県又は指定行政機

機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る

場合においては、当該職員は、あらかじめ、そ

の旨をその場所の管理者に通知しなければなら

ない。

二 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正當な理由がないのに同意をしないと

が不明であるため同項の同意を求めることがで

き、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在

が不明であるため同項の同意を求めることがで

きないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療の提供を行うため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項を示して、医療を行うよう要請するこ

とができる。

二 前項の場合において、同項の医療関係者が正

当な理由がないのに同項の規定による要請に応

じないときは、都道府県知事は、避難住民等に對

する医療を提供するため特に必要があると認める

ときは、医師、看護師その他の政令で定める医

療関係者に對し、その場所及び期間その他の必

要な事項

したものを含む。)の安否に関する情報(以下「安否情報」という。)を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
3 安否情報を保有する関係機関は、前項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。
(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があつたときは、速やかに回答しなければならない。
2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。
(外国人に関する安否情報)

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があつたときは、速やかに回答しなければならない。
2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。
3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。
(武力攻撃災害への対処に関する措置)

第一節 通則
(武力攻撃災害への対処)
第九十七条 国は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、基本指針で定めるところにより、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置(武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするための実施する措置をいう。)を
2 たときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。
3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそ

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請することができる。
5 内閣総理大臣は、この法律に規定するものほか、前項の規定による要請があつたときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。
6 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急措置を行なわなければならぬ。
7 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。
(発見者の通報義務等)

第九十八条 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。
2 消防吏員等は、前項の規定による通報を受けたときは、速やかに、その旨を市町村長に通報しなければならない。
3 市町村長は、前二項の規定による通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそ
4
5

第六章 武力攻撃災害への対処に関する措置
第一節 通則
(武力攻撃災害への対処)
第九十九条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急措置を行なわなければならぬ。
2 緊急通報の内容は、次のとおりとする。

一 武力攻撃災害の現状及び予測
2 前号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に對し周知させるべき事項(関係機関への緊急通報の通知等)
3
4
5

第二節 応急措置等
(生活関連等施設の安全確保)
第一百一条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。
2
3

第一百零二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するための各号のいづれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。
2
3
4
5

し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

前二項の規定は、第一百七条第三項の規定により関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長又は警視総監若しくは道府県警察本部長が汚染の広大を防止するための措置を講ずる場合に

第百十条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、第三章の規定に附帯するための特別の詔で不均等について準用する。

第一項の場合において、道府県知事は、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるとき

は、必要と認める地域の住民に対し、自ら退避の指示をすることができる。この場合においては、第二項及び前項前段の規定を準用する。

（市町村長の事前措置等）
第一百十一条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生すればなければならない。

道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と

に留意する。また、監視の機器を設置するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第一項に規定する市町村長の職權を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について、准用

指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

項目の規定による通知を受けた場合について準用する。
(応急公用負担等)

第一百十二条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しく

ると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物牛を使用し、若しくは収用することが

2 前項の規定による指示（以下この条において、「退避の指示」という。）をする場合において、すべき旨を指示することができる。

いる場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認め

るときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項について「工作物等」という。）の除去そ

その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る
武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しよう
としている場合において、武力攻撃災害への対
処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある

と認めるときは、第一項及び前項前段の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物

4 災害対策基本法第六十四条第三項から第六項までの規定は、第二項後段及び前項後段の場合について準用する。この場合において、同条第

三項、第四項及び第六項中「市町村長」とあるのは「市町村長又は都道府県知事」と、同項中「市町村」であるのは「市町村又は都道府県」である。

「田村」に「田村」に都道府県に
に」と読み替えるものとする。
災害対策基本法第六十四条第七項から第十項
までの規定は、第一項及び第二項前段の場合に

について準用する。この場合において、同法第七項及び第九項中「前条第二項」とあるのは「災害対策基本法第六十三条第二項」と、同法第七項において準用する同法第六十三条第二項中

「その委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき」とあるのは、「都道府県知事による同項に規定する監督、指導、検査等の実務執行」を意味する。

定する措置を得ていいとまかない」と認めると、「要求」とあるのは「要請」と、同法第六十四条第八項及び第九項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命

ぜられた自衛隊の部隊等の「自衛官」と、同項及び同条第十項中「警察署長等」とあるのは「警察署長若しくは海上保安部長等」と、同条第九

項中「内閣府令で定める」とあるのは「政令で定める」と、同条第十項中「政令で定める管区海上保安本部の事務所の長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えるものとする。

(警戒区域の設定)
第百四十四条 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合にお

漂流物等の処理の特例

第一百六条 武力攻撃災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五

号) 第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長又は海上保安部長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。
2 水難救助法第二章の規定は、警察署長又は海上保安部長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管する場合について準用する。
(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

第百一十七条 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者(水防法(昭和二十四年法律第一百九十三号)第二条第三項の水防管理者をいう。)に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができると。

2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待ついとまがないと認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
(武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示)

第百十八条 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該措置について指示することができる。

(消防の応援等に関する消防庁長官等の指示)
第百十九条 消防庁長官は、武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。以下この条において「被災市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下この項及び次項において「消防の応援等」という。)に関し、当該被災市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講すべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同一の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講すべきことを指示する。
(武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示)

3 請を待ついとまがないと認められるときは、同一の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講すべきことを指示する。
4 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の指示に応じ必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる被災市町村のため、当該被災市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあっては当該応援出動等の措置を講ずべきことを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあっては当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
(消防等に関する安全の確保)

3 都道府県知事は、前二項の規定による指示をするときは、これらの規定に規定する措置を講ずるため出動する職員の安全の確保に關し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
(感染症等の指定等の特例)

3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴つて感染性の疾病(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第二項のA類疾病(以下この項において「A類疾病」という。)及び同条第三項のB類疾病を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃に伴つて既に知られている感染性の疾病(一類感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)第六条第二項の「一類感染症をいう。」)を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病をA類疾病として指定することができる。

2 消防庁長官は、前項の場合において、武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことができる。
3 消防庁長官は、前項の場合において、当該疾病について、同法第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に對し、速やかに、その旨を通知するものとす
(埋葬及び火葬の特例)

4 重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同条第八項の規定にかかわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができる。この場合における同法第四十四条の九の規定の適用については、同条第一項及び第二項中の「政令で定める期間」とあるのは「厚生労働大臣が定めた期間」と、同条第一項中の「政令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣の定めるところにより」と、同条第二項中の「政令で定めた期間」とあるのは「前項の厚生労働大臣の定める期間」とある。「当該政令等における国民の保護のための措置に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めるところができる。
(保健衛生の確保への協力)

5 第百二十三条 地方公共団体の長又はその職員は、武力攻撃災害の発生により当該地方公共団体の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。
2 前項の場合において、地方公共団体の長及びその職員は、その要請を受けて住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請する者的安全の確保について十分に配慮しなければならない。
(廃棄物処理の特例)

2 武力攻撃に伴つて検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条の検疫感染症以外の感染性の疾病(同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病について、検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、同法第三十四条の規定にかかる限り、当該疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び第四章(第三十四条の二から第四十条までを除く。)の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用することが認められる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、当該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定めることができる。

3 環境大臣は、前項の特例地域(以下この条において単に「特例地域」という。)を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「特例基準」という。)は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。
3 地方公共団体の長は、特例地域においては、廃棄物処理法第七条第一項本文若しくは第六項本文、第十四条第一項本文若しくは第六項本文又は第十四条の四第一項本文若しくは第六項本文の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところ

るにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

4 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講すべきことを指示することができる。

(文化財保護の特例)

第一百二十五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の重要な文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要な有形民俗文化財をいう。）又は史跡名勝天然記念物（同法第一百九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百十九条第二項の管理責任者をいう。）管理団体（同法第三十一条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）及び同法第一百五十五条第一項の管理団体をいう。）又は同法第一百七十二条第一項の規定により重要な文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に對し、当該重要な文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関する措置を講すべきことを命じ、又は勧告することができる。

(被災情報の報告)

2 文化財保護法第三十六条第二項及び第三項並びに第八十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による命令又は勧告に従つて必要な措置を講じようとする重要な文化財等の所有者は、文化庁長官に対し、当該重要な文化財等の保護のため必要な支援を求めることができる。

4 第一項の場合において、国宝（文化財保護法第二十七条第二項の国宝をいう。以下この条及

び第一百九十二条第三号において同じ。）若しくは特別史跡名勝天然記念物（同法第一百九条第二項の特別史跡名勝天然記念物をいう。以下この条及び第一百九十二条第三号において同じ。）の所有者等が第一項の規定による命令に従わないとき、又は所有者等に国宝若しくは特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するための措置を講じさせることができると認めるときは、文化庁長官は、当該国宝又は特別史跡名勝天然記念物について、自ら滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置を講ずることができる。

5 環境大臣は、第一項の規定により特別地域を指定し、又は第二項の規定により特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

(文化財保護法第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第二項並びに第八十六条第一項の規定は、前項の場合について準用する。)

6 文化財保護法第三十九条第一項及び第二項の規定は、都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六六十二号）第二十三条第一項の条例の定めによるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）が前項において準用する文化財保護法第一百八十六条第一項の規定による委託に基づいて第四項の措置を講ずる場合について準用する。

(被災情報の公表等)

7 国宝又は特別史跡名勝天然記念物の所有者は、正当な理由がなくて、第四項の規定に基づいて文化庁長官が講ずる措置又は第五項において準用する文化財保護法第一百八十六条第一項の規定による委託に基づいて都道府県の教育委員会が講ずる措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(被災情報の収集等)

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の報告)

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

4 指定地方行政機関の長及び指定公共機関は、前条第一項の規定により収集した被災情報を、速やかに、当該指定地方行政機関を管轄し、又は当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

5 第三項に規定するもののほか、指定行政機関の長は、前条第一項の規定により収集し、又は前項の規定により報告を受けた被災情報を、速やかに、対策本部長に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

5 第百二十八条 対策本部長は、前条第三項及び第五項の規定により報告を受けた被災情報を取りまとめ、適時に、当該被災情報を内閣総理大臣に報告するとともに、その内容を国民に公表しなければならない。

(被災情報の公表等)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに、その内容を国会に報告しなければならない。

(被災情報の公表等)

5 第百二十九条 国民生活の安定に関する措置等（生活関連物質等の価格の安定等）

(被災情報の公表等)

2 生活関連物質等の価格の安定等（生活関連物質等の価格の安定等）

(被災情報の公表等)

5 第百三十一条 政府関係金融機関は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、当該大規模な武力攻撃災害に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

2 第百三十二条 政府は、武力攻撃災害に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報（以下「被災情報」という。）の収集に努めなければならぬ。

(被災情報の公表等)

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の公表等)

2 被災情報を保有する関係機関は、前項の規定による被災情報の収集に協力するよう努めなければならない。

(被災情報の公表等)

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）

の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待つべきがなければないときは、金銭債務の支払（賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のための銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第一百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。（特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等）

(被災情報の公表等)

機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第二節 生活基盤等の確保に関する措置

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第一百三十四条 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号の電気事業者をいう。)及びガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項のガス事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者(水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)第三条第五項の水道事業者をいう。)、水道用水供給事業者(同項の水道用水供給事業者をいう。)及び工業用水道事業者(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第五項の工業用水道事業者をいう。)である地方公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

3 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び国民の保護のため必要な措置を講じなければならない。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項の一般信書便事業者をいう。)である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画

で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(医療の確保)

定地方公共機関は都道府県知事等に対し、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めることができる。

第六章 復旧、備蓄その他の措置

(武力攻撃災害の復旧)

第一百三十七条 河川管理施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項の河川管理制度等をいう。以下この条において同じ。)、道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項の道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十九号)第二条第八項の自動車道をいう。以下この条において同じ。)、港湾(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港湾をいう。以下この条において同じ。)及び空港(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下この条において同じ。)の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理しなければならない。

(武力攻撃災害に関する指導、助言等)

第一百三十五条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するため必要な措置を講じなければならない。

い。

実施する措置に要する費用で前条第三項の規定により当該地方公共団体が負担するものについて、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(起債の特例)

次に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができます。

二 財政収入の不足を補う場合

二 国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

(武力攻撃災害の復旧に係る財政上の措置)

第一百七十二条 前三条の規定にかかわらず、百四十二条に規定する武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、別に法律で定めるところによる。

2 前項の法律においては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう国費による必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、第一項の法律が施行されるまでの間ににおいては、武力攻撃災害の復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第八章 緊急対処事態に対処するための措置

(国、地方公共団体等の責務)

第一百七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態(事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。)においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置(緊急対処事態対処方針(同項

の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第八十一条においては、その法律の規定に基づいて実施する事

態対処法第二十二条第三項第二号に掲げる措定する措置を含む。)その他これらの方が法律の規定に基づいて実施する被災の復旧に関する措置を含む。)その他これらの方が

当該措置に関する措置を含む。)その他これらの方

が法律の規定に基づいて実施する措置を含む。)その他これらの方

が法律の規定に基づいて実施する被災の復旧に関する措置を含む。)その他これらの方

項 第八十一条第一 項	第七十九条第二 項	第七十九条第一 項	第七十八条 項	第七十七条第二 項	第七十五条第一 項第一号及び第 八十四条第一項	第七十四条第一 項	第七十三条第四 項	第七十三条第三 項及び第一百六 十一条第三項	第七十三条第三 項及び第四項	第七十三条の見 出し	第七十三 項
項 次 條 第一 項	条 第 七 十 三 条 第一 項	条 第 七 十 一 条 第一 項	项 五 百 五 十 条 第 二 項	项 五 百 三 十 条 第 二 項	项 八 十 条 第 一 項	项 八 十 一 条 第 一 項	项 八 十 二 条 第 一 項	前 二 項	前 二 項	内 閣 總 理 大臣等	部 長 は 都 道 府 県 対 策 本 部 公 共 機 関 に あ つ て 都 道 府 県 公 共 機 関 に 対 し 、 都 道 府 県 知 事
項 第一 項	条 第 七 十 三 条 第二 項	条 第 七 十 一 条 第二 項	项 五 百 五 十 条 第 一 項	项 五 百 三 十 条 第 一 項	项 八 十 条 第 二 項	项 八 十 一 条 第 二 項	项 八 十 二 条 第 二 項	前 項	前 項	都 道 府 県 知 事	都 道 府 県 公 共 機 関
項 第一 項	条 第 七 十 三 条 第一 項	条 第 七 十 一 条 第一 項	项 五 百 五 十 条 第 一 項	项 五 百 三 十 条 第 一 項	项 八 十 条 第 一 項	项 八 十 一 条 第 一 項	项 八 十 二 条 第 一 項	前 項	前 項	都 道 府 県 公 共 機 関	都 道 府 県 知 事

第一百六十七条	第七十六条	第一百六十八条	第六十条	第一百六十九条	第五十九条	第一百七十一条	第六十一条	第一百七十二条	第六十二条	第一百七十三条	第六十三条	第一百七十四条	第六十四条	第一百七十五条	第六十五条	第一百七十六条	第六十六条	第一百七十七条	第六十七条
第一項及び第三項	第一条第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
(大都市の特例)	第九章	雜則	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項
第一百八十四条	第三章第一節	(第七十六条及び第七十九条第二項(第七十一条第二項に係る部分を除く。)を除き、前条において準用する場合を含む。)並びに第一百四十八条、第一百四十九条	第一百七十二条	第一百六十九条	第一百六十八条	第一百六十七条	第一百七十二条	第一百六十九条	第一百六十八条	第一百六十七条									
第一百八十五条	第三章第二節	(第七十六条及び第七十九条第二項(第七十一条第二項に係る部分を除く。)を除き、前条において準用する場合を含む。)並びに第一百四十八条、第一百四十九条	第一百七十二条	第一百六十九条	第一百六十八条	第一百六十七条	第一百七十二条	第一百六十九条	第一百六十八条	第一百六十七条									

第七百八十四条 第三章第一節（第七十六条及び第七十七条）
七十九条第二項（第七十一条第二項に係る部分を除く。）を除き、前条において準用する場合を含む。）並びに第百四十八条、第百四十九条、
第一百五十七条第二項、第一百五十九条第二項（前条において準用する場合を含む。）及び第百六
十条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市

2 においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、これら
の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規
定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定
として指定都市又は指定都市の長に適用がある
ものとする。

前項の場合における第七十四条の規定の適用
については、同条第一項中「避難先地域を管轄
する都道府県知事」とあるのは「避難先地域を
管轄する都道府県知事を経由して、避難先地域
となる当該都道府県の区域内の指定都市の長」
と、同条第二項中「当該被災者が発生した地域
を管轄する都道府県知事」とあるのは「当該被
災者が発生した地域を管轄する都道府県知事を
経由して、当該被災者が発生した当該都道府県
の区域内の指定都市の長」とする。

第一項の場合において、指定都市の長は、第
百四十八条第一項の規定による指定をし、又は
第一百四十九条の規定による届出があつたとき
は、速やかに、その旨を都道府県知事に報告し
なければならない。
(特別区についてのこの法律の適用等)

第一百八十五条 この法律の適用については、特別
区は、市とみなす。

第四条、第六条第一項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百四十二条の二に二条を加える改正規定中第百四十二条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日に施行する。
附 則（平成二十五年六月一日法律第五号）抄（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定）（第三款 被災者の運送（第八十六条の十二）を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五節に一款を加える改正規定及び第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条第十条、第十一條（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子弹災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第二十八条第一項及び第二項の改正規定、同表第八十六条の十五第一項及び第二項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（政令への委任）

第二百二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八十一条第一項第一号の規定による改正の施行後は、同条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。）

（政令への委任）

第二百二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行による改正後の武力攻撃事態等に関する法律第八十六条の規定により厚生労働大臣がした指示は、前条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の武力攻撃事態等による国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

（施行期日）

八四号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

（处分等の効力）

第二百四条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百五十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月二三日法律第八十一条第一項第一号の規定による改正の施行後は、同条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。）

（施行期日）

一〇三号抄

二一 略
正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号）抄
(施行期日)
附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十二条の規定 公布の日
(处分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手續その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行前にした行為及び(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 （平成二六年一一月二一日法律第一四号）抄
(施行期日)
附 則 （平成二六年六月一八日法律第七附二号）抄
(施行期日)

